

# 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (重要事項説明書)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 藤ヶ丘福祉会
主たる事務所の所在地	〒914-0017 敦賀市藤ヶ丘町15-5 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 大西 通代
設立年月日	昭和56年12月16日
電話番号	0770-25-8854

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス つむぎ	
サービスの種類	通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒914-0017 敦賀市藤ヶ丘町15-5 番地	
電話番号	0770-21-5525	
指定年月日・事業所番号	平成29年 1月 1日	1870200506
実施単位・利用定員	1単位	定員10人
通常の事業の実施地域	敦賀市	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、12月29日から1月3日を除きます。
営業時間	8時30分から16時30分まで (祝祭日のみ9時30分から15時30分まで)
サービス提供時間	9時30分から15時30分まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 0人
介護職員	常勤 1人、 非常勤 0人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 0人

#### 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員及び管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	
管理責任者の氏名	管理 者 高木 修一

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 第一号通所事業・通所介護相当サービスの利用料

#### 【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	週1回：17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
	週2回：36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
若年性認知症 受入加算	若年性認知症利用者にサービスを提供した場合	2,400円	240円	480円	720円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上のための日常生活上の支援活動を行った場合	1,000円	100円	200円	300円
介護職員等処遇改善加算（II）※	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	基本利用料、加算額の合計の9%			

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額				
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
同一建物減算	同一建物に居住する者へ提供した場合の減算 ※包括報酬利用で送迎をしない場合も含む	事業対象者 ・要支援1	3,760円	376円	752円	1,128円
		事業対象者 ・要支援2	7,520円	752円	1,504円	2,256円

## (2) その他の費用

食事	615円／食 (食事代540円+おやつ代75円)
おむつ代	尿とりパッド 50円／枚、紙パンツ 150円／枚、紙おむつ 200円／枚
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の周り品など）について、費用の実費をいただきます。

## (3) 支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書については、利用者負担金の支払いを確認後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。  銀行　　支店　普通口座

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 住所 電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0770-21-5525 担当者氏名 高木 修一
---------	----------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	敦賀市福祉保健部長寿健康課	住 所 敦賀市中央町2丁目1番1号 電話番号 0770-22-8180
	福井県国民健康保険団体連合会	住 所 福井市西開発4丁目202番1 電話番号 0776-57-1611

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 敦賀市藤ヶ丘町15-5番地

事業者（法人名）社会福祉法人 藤ヶ丘福祉会

代表者職・氏名 理事長 大西 通代

説明者職・氏名

印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名

印

立 会 人 住 所

氏 名

印